

新幹線鉄道騒音調査に係る調査地点の見直しについて

1 背景

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準の適切な運用について、令和 2 年 8 月 7 日付け環水大自発第 2008071 号、環水大大発第 2008071 号で環境省水・大気環境局 自動車環境対策課長 大気環境課大気生活環境室長から通知があった。＜参考 1＞参照

【通知の概要】

- ・ 一部の地域で「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準（平成 13 年 1 月 5 日環大企第 2 号）」（以下「処理基準」という。）に準拠していない不適切な類型指定が行われている。
- ・ 複数の都道府県にわたり運行する新幹線鉄道においては、その騒音に係る音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の諸施策を総合的に推進していくため、全国の都道府県において、処理基準に基づき類型指定が適切に行われることが非常に重要である。
- ・ 処理基準に基づき類型指定を適切に行うこと。

【処理基準の抜粋】

- 1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。

したがって、工業専用地域、山林、原野、農用地等は、地域類型の当てはめを行わないものとする。

- 2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。

この場合において、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域が定められている地域にあつては、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域を類型 I に当てはめるものとし、その他を類型 II に当てはめるものとする。

また、用途地域が定められていない地域にあつては、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に相当する地域を類型 I に当てはめるものとし、その他を類型 II に当てはめるものとする。

2 見直しの経緯

新幹線鉄道騒音調査に係る調査地点（西尾市上羽角町(市街化調整地域)：〈参考2〉参照）について、環境省から次の意見があった。

当該調査地点付近の住居の立地状況について、ほとんど住居が存在しない地域のように思われるが、類型Ⅰに指定されている理由を教示されたい。

令和2年8月の通知において、類型指定を行う地域は、住居が隣接し密集している地域などを一体としてとらえて類型指定を行うものであることと助言している。

また、処理基準に適合しない類型指定が確認された場合には遅滞なく適切な類型指定に見直しを行うことと助言している。

なお、調査地点の選定方法については、新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルを参考にしてほしい。

調査地点の選定方法（新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル抜粋）

- ・測定点は、評価範囲内に住宅が立地している地域から選定する。
- ・街路の両側に住宅等の建物が並んでいる等の建物密集地では、新幹線鉄道の線路をできるだけ見通せる地点を選定し、大きな建物等に近接する地点は避け、工場・事業場、幹線道路などが近接し、新幹線鉄道騒音と暗騒音との差10dB以上確保できないような地点は避ける。

3 見直しの検討

(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の見直し

ア 処理基準の適合

本県では、次の理由から、処理基準に適合していると考えている。

処理基準1

東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域は地域類型の当てはめから除外されており、山林、原野、農用地については、1976(昭和51)年愛知県公害対策審議会(現環境審議会)において、「実際は、集落がこれらの中に多数点在するなど住居のある地域と明確な区分ができないので、地域の範囲から除外しないこととした。」と判断されたため。

処理基準2

同審議会において、「都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域については、実態を調査した結果、東海道新幹線鉄道沿線の当該地域には多くの集落が点在するため、類型Ⅰとした。」と判断されたため。

イ 類型を当てはめる地域の指定

環境省の通知において、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（一般の騒音環境基準のこと。）の類型を当てはめる地域の指定は、原則として、都市計画法に定める用途地域に準拠して行うものとされている。

本県では、全ての騒音環境基準において、用途地域の定めのない地域（市街化調整地域）を第1種住居地域等と同じ地域類型を当てはめている。

したがって、新幹線鉄道騒音に係る環境基準のみ、これに拠らない特別な理由はない。

ウ 対応

ア及びイにより、環境基準の類型を当てはめる地域の指定の見直しはしないこととする。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る調査地点の見直し

ア 西尾市上羽角町の調査地点

(ア) 調査地点に選定した理由

- ・新幹線沿線全ての市町で、1地点以上の測定を実施
(西尾市沿線は、ほぼ山林(トンネル)であり、当該調査地点のみで測定を実施)
- ・広田川を挟み、住居が点在している

(イ) 調査地点としての適性

- ・トンネル出入口から120～150mである。(影響ないことを確認済み。)
- ・調査地点後背地は、ほとんど住居が存在しない。
(川の対岸(約70m)に第2種高層住居地域(岡崎市)がある。)
- ・橋梁部分の調査地点である。

(ウ) 対応

当該調査地点から、約450m下りで岡崎市の調査地点(岡崎市正名町)があり、新幹線鉄道騒音の影響が想定される地域はほぼ同一であり、トンネル出口や橋梁部分の調査地点ではないことから、新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルに基づき、岡崎市の調査地点を、地域を代表する地点として統一することとし、**西尾市上羽角町の調査地点での測定は2021(令和3)年度で廃止とする。**

イ その他の調査地点

新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルを参考に、順次、調査地点の見直しを行っていく。